

令和 7 年第 6 回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室
- 3 出席委員

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	尾 上 慶 昌 大 河 龍 生 志 水 矛 井 本 学 明 宮 本 千 春
--	---
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長 教 育 次 長 学校給食センター担当参事 総 務 課 長 学校給食センター所長 こども育成課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ推進課長 文化財課長 中央公民館長兼市民会館長 図書館長 書 記	中 田 宗 伯 河 本 学 正 木 洋 志 長 尾 一 史 山 田 善 達 山 内 陽 子 杉 山 建 一 万 代 充 彦 岸 本 年 正 荒 木 幸 治 三 上 貴 裕 狩 川 真 人 宮 本 寛 子
--	---
- 5 付議事項

報告 8	令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出 決算について
報告 9	専決処分の報告について
専第 2 号	文化会館舞台照明設備改修工事請負契約 の締結について
専第 3 号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第 4 号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱につ いて
専第 5 号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱につ いて
専第 6 号	赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱 について
第 2 1 号議案	赤穂市立学校給食センター設置条例の一部

- その他
- を改正する条例の制定について
- (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
 - (2) 夏季休業中における生徒指導について
 - (3) 学校給食センター探検隊のお知らせ

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

令和 7 年第 6 回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長 ただいまより、第 6 回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和 7 年第 5 回教育委員会議事録の署名を宮本委員と志水委員にお願いします。
- （ 教育長署名後、宮本委員と、志水委員の署名 ）
- 教育長 次に、教育長の報告を行います。
- （ 教育長 報告 ）
- 教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名人 2 名を次のとおり指名いたします。
- 志水委員と井本委員にお願いします。
- 議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 報告 9 の専第 3 号ないし第 6 号については、同規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、第 21 号議案については、同規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他の（1）については、同規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当すると考えられますので、それぞれ非公開としてよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、報告 9 の専第 3 号ないしその他の（1）については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。
- 報告 8 「令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」事務局の説明をお願いします。
- 事務局 （ 令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について議案 2 ～ 9 ページに基づき説明を行った。 ）
- 教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
- 委員 4 ページの収入未済額ですが、給食費の未納分ということでしょうか。
- 事務局 おっしゃるとおり、調定額というのが本来収入すべき金額で、収入済額が実際に収入した額になりますので収入未済額は給食費の未納額になります。
- 委員 未納分の徴収というのは、学校園の職員がされているかと思いますが、義務教育終了後の卒業した中学校 3 年生のご家庭

はどのように徴収されているのですか。

事務局 学校を通じて督促を行っていますので、卒業後まで追跡できているかといいますと、なかなかできていないのが現状です。

事務局 補足して説明しますと、直接入金のご依頼をさせていただいているご家庭もあるということでご理解をいただきたいと思います。

委員 9 ページの栄養の摂取状況についてですが、5 年度と比べると上がっているものがあると説明がありましたが、例えば中学校のカルシウムなどは市平均と文部科学省の基準でかなりの差があると思いますが、これで大丈夫なのでしょうか。

事務局 栄養教諭の方でも数値が離れているという認識はありまして、工夫はしていますが、中学校の基準値は高くなっていますので、例えばカルシウムだけを上げるのはなかなか難しいところで、全体のバランスを見ながら考える中で、カルシウムの値を上げるために苦慮しているところです。今後も引き続き工夫をしてまいります。

教育長 他にご発言がないようですので、報告 8 「令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」を終わります。

次に、報告 9 「専決処分の報告について」、専第 2 号「文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について」事務局の説明をお願いします。

事務局 (文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について議案 10 ～ 11 ページ、議案参考資料 2 ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 使用できない期間が 1 か月程度あるということですが、小ホールの照明関係で工事をするところはないのでしょうか。

事務局 今年度は大ホールのみの工事となっていますので、小ホールは使用可能でございます。

委員 小ホールに関して、照明関係は問題ないということですか。

事務局 昨年小ホールの舞台照明は改修済みですので、問題なく使用できます。

教育長 他にご発言がないようですので、報告 9 「専決処分の報告について」、専第 2 号「文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について」を終わります。

次に、専第 3 号「赤穂市社会教育委員の委嘱について」ないし専第 6 号「赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について」順次事務局の説明をお願いします。

事務局 [非公開案件として専第3号「赤穂市社会教育委員の委嘱について」ないし専第6号「赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について」説明を行った。]

教育長 次に、第21号議案「赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [非公開案件として第21号議案「赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長 次に、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [非公開案件としてその他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。]

教育長 次に、その他(2)「夏季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いします。

事務局 (その他(2)「夏季休業中における生徒指導について、議案18～21ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 夏休みは家庭での教育がないと、いろいろなことが起こると思うので、20ページの家庭への啓発が大切だと思うのですが、親御さんによっては丁寧に対応してくださって、スマホにしても、外出するときは預かるという方もいれば、好き勝手に使っている場合もあります。やはり好き勝手に使っていれば、良くない画像などを回したり回されたりと、これはいけないと感ずることがあります。おそらく悪気もなくいろいろなものを持っていて、持っているだけでだめなことだと言ってもなかなか分かってくれなかったりするので、どうしたら本当は怖いことなんだということを知ってくれるのかと悩みます。学校で指導していただいても、どうしようもないという気がします。自転車の乗り方を指導していただいて、大変ありがたいのですが、来年4月から16歳以上に青切符が切られますが、16歳になっていきなり指導は難しいと思うので、幼稚園や小学校など自転車の乗り始めのときにいけないことを教えられないか、と思います。学校にだけお願いするというのも違うと思いますが、学校も含めて何か地域でできないかという気がします。大人でも傘を持って乗っている人も見かけますので、小さいときに気付ける何かがないかなと思いますので、よく啓発はしていただいているのですが、会議で話すだけではど

うにもならないことがあるのかなというように感じます。

事務局

この通知によって学校ができることは、危険性について啓発することと思いますが、SNSの利用方法の啓発については、講演会への担当者の参加を呼び掛けるなど、浸透させるために学校ができることを今後も考えてまいります。自転車のながらスマホについては、委員からご指摘をいただきまして、それ以降小中学校において、加害者にも被害者にもなるということを啓発しています。学校にできることには限りがありますが、方策を考えながら進めていきます。

委員

この通知は学校園長向けとなっていますが、学校園でさらに具体的なわかりやすい内容については、それぞれの学校によって状況にあわせて作成するということによろしいですか。

事務局

おっしゃるとおり、面談において保護者にも通知と同じようなポイントについて、学校ごとに注意点を作成して配布し啓発しています。

教育長

次に、その他（３）「学校給食センター探検隊について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（「学校給食センター探検隊について」議案２２ページに基づき説明を行った。）

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

２回目ということで、今回が現給食センターを見学できるのが最後ということになると思いますが、子どもたちが食への関心を高めるために大変良い企画かと思います。来年度以降、新給食センターとなっても実施するのでしょうか。

事務局

来年度以降も、１学期終了後の期間に、同様の見学イベントを開催したいと考えています。

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

（新学校給食センター整備事業の進捗状況について、５月末時点で工事の進捗率が９２．０％であること、８月竣工、９月稼働開始であること、移転後は現給食センターを解体することを説明した。）

事務局

（令和７年第７回教育委員会を７月２３日（水）午後２時から市役所第２庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第６回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後２時５０分閉会）